

**山形県介護福祉士修学資金貸付事業
パンフレット（令和3年度版）**

山形県健康福祉部高齢者支援課

目 次

1	事業の概要	2
2	届出義務	3
3	返還	4
4	返還の猶予	5
5	返還の免除	6
6	特定業務	7
7	様式一覧	9

1 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、介護福祉士の確保の推進を図るため、県が、毎年度予算の範囲内において、養成施設等に在学する者に対して、学資として資金を貸与することを目的とします。
(現在、新規の申込みは受け付けていません。)

養成施設を卒業後、一定の条件を満たした場合には、この修学資金の返還義務の免除を受けることができます。

(2) 事業の根拠

- ・ 山形県介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年10月県条例第40号）
- ・ 山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成5年10月県規則第59号）
- ・ 山形県介護福祉士修学資金貸与条例事務取扱要領

(3) 貸付の対象者

次の要件を満たす方から、山形県が審査を行い決定します。

- ① 養成施設等（県内の介護福祉士養成施設）に在学していること
- ② 養成施設等に入学した日前1年の期間本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が県内に住所を有していたこと
- ③ 将来、介護福祉士として県内において行う介護業務で規則で定めるもの（特定業務）に従事することを希望すること

※他の奨学金と重複して貸付又は給付を受けることは規制しておりません。

※県内の介護福祉士養成施設（平成27年4月1日貸付実施当時）

- | |
|----------------------|
| ・ 羽陽学園短期大学 専攻科福祉専攻 |
| ・ 明德福祉専門学校 介護福祉科 |
| ・ 新庄コアカレッジ 介護福祉科 |
| ・ 東北文教大学短期大学部 人間福祉学科 |

(4) 貸付額及び貸付期間

月額 50,000 円、年額 600,000 円（無利子貸付）

養成施設等の修業年限に相当する期間貸付を行います。

(5) 返還

修学資金の貸与を打ち切られたとき又は養成施設等を卒業した日から1年を経過したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間内に、修学資金を返還しなければなりません。

(6) 返還の免除

養成施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の資格を取得し、かつ特定業務に従事し以後5年間（過疎地域において特定業務に従事したとき又は中高年離職者であった場合は3年間）継続して当該業務に従事したときは、債務の全部が免除されます。

2 届出義務

卒業後の届出

修学資金の貸与を受けた方は、養成施設を卒業後に、次のいずれかの事項に該当したときは、速やかに山形県健康福祉部高齢者支援課に連絡し、所定の様式を提出しなければなりません。

届出を要する事項	様式
・連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、保証人が死亡したとき又は保証人に破産手続き開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。	要領様式第 13 号
・氏名又は住所を変更したとき。	要領様式第 15 号
・現在の勤務先での介護業務への従事をしなくなった時又は他の山形県内の介護保険施設等での介護業務への従事を始めたとき。	要領様式第 16 号

3 返還

(1) 返還

山形県内において介護業務に従事しなくなった時は、貸与を受けた修学資金の額を、貸与を受けた期間と同じ期間内に、月賦又は半年賦により返還しなければなりません。

(2) 返還の流れ

(1) の事項に該当したときは、速やかに山形県健康福祉部高齢者支援課に連絡し、「山形県介護福祉士修学資金返還明細書（規則様式第9号）」を提出してください。

山形県は、月賦による返還の場合は毎月、半年賦による返還の場合は半年に一度、修学資金の返還を請求します。

返還の請求があったときは、必ず指定された期日までに返還を行ってください。

(3) 返還方法の変更

返還方法の変更を申請する場合は、「山形県介護福祉士修学資金返還方法承認申請書（規則様式第10号）」を山形県健康福祉部高齢者支援課に提出してください。

山形県は申請内容を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、要領様式第9号によりその旨を通知します。

4 返還の猶予

(1) 返還の猶予

次の事項のいずれかに該当したときは、申請により修学資金の返還の猶予を受けることができます。

① 養成施設等を卒業した後さらに社会福祉士の資格を取得するための養成を行う施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学しているとき。

② 山形県内において介護保険施設等の介護業務へ従事し、かつ、災害、心身の故障、社会福祉士養成施設への入学、育児休業、介護休業等の事由により従事できなかった期間を除き、引き続き介護業務に従事していること。

②の事項により返還の猶予を受けている方が、介護業務へ従事しなくなった場合は、猶予は終了し修学資金を返還しなければなりません。（ただし、間をおかず県内の他の介護業務に従事を開始した場合は、猶予は継続するものとします。）

一旦、修学資金の返還を行わなければならなくなった方が、期間をあけて介護業務に従事した場合は、猶予は認められません。

(2) 返還の猶予の申請

返還の猶予を申請するときは、返還の猶予を受ける事項に該当した日から起算して 20 日以内に、「山形県介護福祉士修学資金返還猶予申請書（規則様式第 11 号）」を山形県健康福祉部高齢者支援課に提出してください。

山形県は申請内容を審査し、猶予の承認又は不承認の決定を行い、要領様式第 10 号によりその旨を通知します。

(3) 返還の猶予の期限及び再申請

一度の申請で猶予を受けることができる期間は、申請を行った年度の 3 月末日までです。翌年度以降も継続して猶予を受けるときは、毎年 4 月 20 日までに、再度「山形県介護福祉士修学資金返還猶予申請書」を提出する必要がありますので注意してください。

5 返還の免除

(1) 返還の免除

前ページ「(1) 返還の猶予」②の事項により猶予を受けている方が、引き続き5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）において従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）で猶予を受けている場合は、3年間。ただし災害、心身の故障、社会福祉士養成施設への入学、育児休業、介護休業等の事由により従事できなかった期間を除きます。）介護業務への従事を続けた場合は、返還の全額免除を受けることができます。また、5年間が経過する前に修学資金の返還が必要となった場合も、それまでの従事期間に応じ返還の一部免除を受けることができます。

※過疎地域自立促進特別措置法による山形県内の過疎地域（R3.4.1現在）

- ・尾花沢市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、鶴岡市、庄内町、村山市、遊佐町、金山町
- ・酒田市のうち、旧八幡町、旧松山町、旧平田町の区域

(2) 返還の免除の申請

返還の免除を申請するときは、返還の免除を受ける事項に該当した日から起算して20日以内に、「山形県介護福祉士修学資金返還免除申請書（規則様式第12号）」を山形県健康福祉部高齢者支援課に提出してください。

山形県は申請内容を審査し、免除の承認又は不承認の決定を行い、要領様式第12号によりその旨を通知します。

6 特定業務

本制度における特定業務の例は、次の者が行う業務とします。

- | | |
|---|---|
| 1 | 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業を行う施設若しくは同法第 43 条に規定する児童発達支援センターに通う障害児（同法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。）又は同法第 42 条に規定する障害児入所施設の入所者（同法第 24 条の 24 第 1 項に規定する入所者をいう。）の保護に直接従事する職員 |
| 2 | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する救護施設又は同条第 3 項に規定する更生施設の介護職員 |
| 3 | 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）、同法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設（以下「老人短期入所施設」という。）又は同法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームの介護職員 |
| 4 | 老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設その他の施設であつて、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者 |
| 5 | 介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院の介護職員 |
| 6 | 指定訪問介護（介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護をいう。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同法第 42 条の 2 に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する同条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）の提供に当たる訪問介護員等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 5 条第 1 項又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 3 条の 3 第 1 号若しくは第 5 条第 1 項に規定する訪問介護員等をいう。） |
| 7 | 指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス（次項及び第 8 項において「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の提供に当たる介護職員 |
| 8 | 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する同条第 17 項に規定する地域密着型通所介護をいう。）又は指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員 |
| 9 | 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）、指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同条第 21 項に規定する地域密着型特定 |

施設入居者生活介護をいう。)若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う施設の介護職員
10 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員
11 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第1項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)
12 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の提供に当たる介護従業者(指定地域密着型サービス基準第90条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する介護従業者をいう。)
13 指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。)の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)
14 第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(同法施行規則第140条の63の6第1項イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、同法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。)をいう。)の訪問介護員等又は第一号通所事業(同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(同法施行規則第140条の63の6第1項イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。)をいう。)の介護職員
15 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスの事業のうち居宅介護(同条第2項に規定する居宅介護をいう。)、重度訪問介護(同条第3項に規定する重度訪問介護をいう。)、同行援護(同条第4項に規定する同行援護をいう。)、行動援護(同条第5項に規定する行動援護をいう。)、生活介護(同条第7項に規定する生活介護をいう。)、短期入所(同条第8項に規定する短期入所をいう。)、就労移行支援(同条第13項に規定する就労移行支援をいう。)、就労継続支援(同条第14項に規定する就労継続支援をいう。)若しくは共同生活援助(同条第15項に規定する共同生活援助をいう。)、重度障害者等包括支援(同条第9項に規定する重度障害者等包括支援をいう。)又は療養介護(同条第6項に規定する療養介護をいう。)を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
17 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第

26 項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所における職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

18 前各項に定める者に準ずるものとして知事が認める者

7 様式一覧

これらの様式は、山形県ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090002/jigyousido/syuugakushikin.html>

(1) 規則様式

名	称	様式番号
保証人変更承認申請書		様式第 3 号
誓約書		様式第 5 号
山形県介護福祉士修学資金の返還時期の特例措置に係る認定申請書		様式第 7 号
山形県介護福祉士修学資金借用証書		様式第 8 号
山形県介護福祉士修学資金返還明細書		様式第 9 号
山形県介護福祉士修学資金返還方法変更承認申請書		様式第 10 号
山形県介護福祉士修学資金返還猶予申請書		様式第 11 号
山形県介護福祉士修学資金返還債務免除申請書		様式第 12 号

(2) 要領様式

名	称	様式番号
届出書		要領様式第 13 号
氏名等変更届		要領様式第 15 号
特定業務従事届		要領様式第 16 号